



中小企業の為の経営のヒント  
**菅原会計通信**  
2023年10月号

菅原会計税理士法人・行政書士法人菅原武事務所  
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1  
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009  
業務時間 平日 AM 9:00～PM 5:00

## 三重県最低賃金が改正されます。

三重県最低賃金が現行の「時間額 933 円」から 40 円引上げられ、「時間額 973 円」に改正されます。この最低賃金は、本年 10 月 1 日（発効日）から、三重県内で働くアルバイトやパート労働者等の名称及び年齢を問わず全ての労働者に適用されます。

ただし、電線・ケーブル製造業等の特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、特定（産業別）最低賃金が定められており、それらが適用されます。

### 最低賃金引き上げが与える影響

従業員の最低賃金が増えることにより、企業が負担する人件費は増大します。中小企業に与える人件費アップの影響は非常に大きいと考えられます。非正規労働者の多い飲食業やコンビニチェーン店などにとっては、大きな痛手となるでしょう。

### 最低賃金引き上げへの企業の対応

#### ●最低賃金を下回っていないか確認する

自社の給与がお住まいの地域の最低賃金を下回っていないか確認してください。厚生労働省が運営する[最低賃金の特設サイト](#)を活用すると、調べたい都道府県をクリックするだけで、最低賃金を確認でき便利です。

#### ●業務改善を検討する

人件費の見直しには、業務改善も有効です。たとえば、セミセルフ POS レジを導入する、介護事業でモニター管理できる設備を採用するなどです。

#### ●公的支援を活用する

国は賃金引き上げに伴う企業の負担を抑制するため、さまざまな支援制度を実施しています。制度を利用するには、さまざまな要件を満たす必要があります。しかし、設備投資の資金助成が受けられたり、法人税・所得税の控除が適用されたりと多くのメリットを受けられます。自社の賃金の引き上げを検討するときは積極的に活用してみましょう。

ご不明な点、気になる点がございましたら当事務所までご相談ください。

(松岡 記)

